

2019年度

一級建築士定期講習  
二級建築士定期講習  
木造建築士定期講習 開催案内

登録講習機関 公益財団法人建築技術教育普及センター  
〔運営：一般社団法人山梨県建築士会〕

建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録機関が行う一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という）を受講することが義務付けられています。

つきましては、2016年度に「建築士定期講習」を修了した方及び2016年度に建築士試験に合格した建築士の方は、2019年度中に当該「建築士定期講習」を受講されますようご案内いたします。

## 1. 講習の概要

- (1) 講習は1日で実施し、テキストを使用した講義（5時間）と修了考査（1時間）の構成になります。なお、講義及び講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。DVDによる講義となります。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 一級建築士定期講習、二級建築士定期講習及び木造建築士定期講習の講義時間、講習内容及び修了考査時間は同一ですが、修了考査の問題数が異なります。
- (4) 講習テキストは、講習当日に会場で配付します。

## 2. 受講申込書の配布

- (1) 配布場所 (一社) 山梨県建築士会 ・ (一社) 山梨県建築士事務所協会  
(甲府市丸の内1-14-19 山梨県建設業協同組合会館)
- (2) 配布時間 午前9時30分～午後4時30分 (ただし、土曜日・日曜日・祝祭日は除く)

### 申込書の郵送配布も行います

申込書の郵送配布をご希望の方は切手120円(郵送料)と共に、郵便番号・住所及び氏名を明記した宛名ラベルを同封の上、下記へお申込み下さい

〒400-0031 甲府市丸の内1-14-19 山梨県建設業協同組合会館1階 (一社) 山梨県建築士会

※ 申込書は、当センターホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) からダウンロードすることもできます。

## 3. 講習日・申込の受付 (定員になり次第締切ります)

- (1) 講習日・受付期間

講習日	会場	定員	受付期間	会場コード
2019年 8月13日	山梨県自治会館【甲府市】	75名	5月7日～7月31日	2H-01
10月28日	山梨県自治会館【甲府市】	75名	7月16日～10月15日	2H-02
2020年 1月28日(予定)	山梨県自治会館【甲府市】(予定)	75名	10月15日～1月15日 (予定)	2H-03 (予定)
3月3日(予定)	山梨県自治会館【甲府市】(予定)	75名	11月18日～2月19日 (予定)	2H-04 (予定)
3月上旬(予定)	山梨県男女共同参画推進センター (びゅあ富士)【都留市】(予定)	25名	11月18日～2月19日 (予定)	2H-05 (予定)

- (2) 受付場所 (一社) 山梨県建築士会 事務局  
(甲府市丸の内1-14-19 山梨県建設業協同組合会館1階)
- (3) 受付時間 午前9時30分～午後4時30分

## ※郵送による受講申込みを受け付けています

- ① 受講申込書関係書類に同封のセンター指定の振込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、(一社)山梨県建築士会へ簡易書留郵便により送付して下さい。
- ② 受講申込みは受講申込み締切日の消印のあるものまで有効です。
- ③ 受講票送付のため、宛先明記の受講票返送用封筒(長3:12 cm×23.5 cm)に82円切手を貼って同封して下さい。

## ※インターネットによる受講申込みも受け付けています

当センターホームページの申込専用サイト (<https://jaeictkosyu.jp/jaeicteikikosyu/>)でも受け付けています。

- ① 講習を受けたい講習地の「講習日」「講習会場」を選択、申込者情報の入力、顔写真、その他資格証等をアップロードしてください。
- ② クレジットカード、コンビニエンスストア払いがご利用いただけます。
- ③ お支払いが完了し、申込内容確認後に受講票が電子メールにて送信されます。

## 4. 受講手数料(テキスト代を含む) 12,960円 (消費税含む)

- (1) 窓口配布及び郵送配布の受講申込による受講手数料は、講習申込関係書類に同封の当センター指定の払込用紙を使用し、必ず窓口で個人別にゆうちょ銀行又は郵便局で納付して下さい。  
(※払込手数料は受講者負担となります。)
- (2) ダウンロード版の受講申込による受講手数料は、当センターホームページよりダウンロードした振込用紙を使用し、必ず個人別に銀行の窓口(ゆうちょ銀行を除く)で納付して下さい。  
(※振込手数料は受講者負担となります。)
- (3) 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかつた場合を除き、返還されません。

## 5. 講習地・講習日の変更

転勤等やむを得ない事情がある場合で、かつ、一定の変更処理期間があり、変更希望先の会場に余裕のある場合に限り、変更が可能です。指定された講習日の1週間前までに申し出て下さい。

## 6. 修了者の発表

- (1) 修了者の発表は、講習実施月の翌月末を予定しています。
- (2) 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかつた方にもその旨通知します。  
※「修了証」又は「通知書」が届かない場合には、当センター業務部業務第三課(03-5524-3105)にお問い合わせ下さい。
- (3) 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表の公表については、講習を担当した各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。
- (4) 修了者調査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度4月末に各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。

## 7. 個人情報の取扱いについて

・建築士定期講習受講者の修了情報は、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合には、建築士名簿の登録等事務を行っている機関に受講申込書等の情報を提供する場合があります。  
・収集した個人情報は、講習の情報提供などの目的で使用させていただきます。また、当センターの個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、当センターホームページ(<http://www.jaeic.jp>)をご覧ください。

問合せ先	〒	所在地	電話
(公財) 建築技術教育普及センター本部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル	03(6261)3310
(公社) 日本建築士会連合会	108-0014	東京都港区芝5-26-20 建築会館5階	03(3456)2061
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	104-0032	東京都中央区八丁堀2-21-6 八丁堀NFビル	03(3552)1281

■ 講習会場

## 山梨県自治会館

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢1丁目 15 番 35 号

TEL 055-237-5711

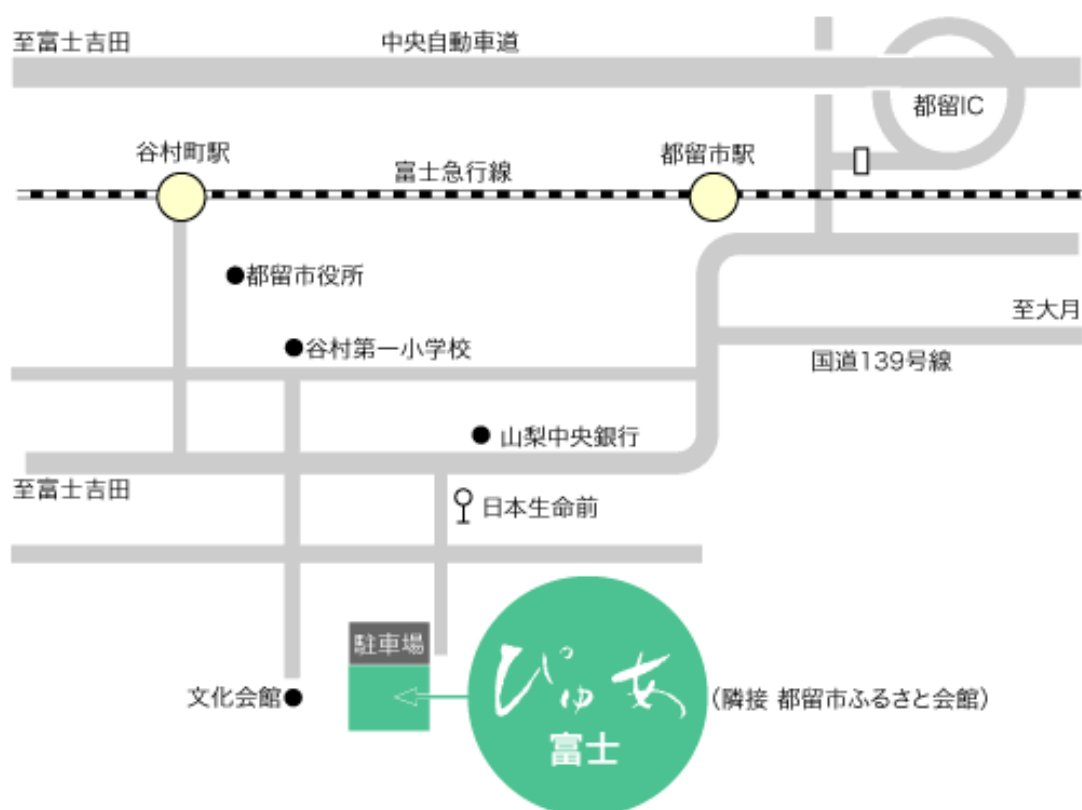


J R身延線 南甲府駅下車から徒歩 15 分

■ 講習会場

山梨県立男女共同参画推進センター(ぴゅあ富士)

〒402-0052 山梨県都留市中央 3-9-3 TEL 0554-45-1666 FAX 0554-45-1663



富士急行線 都留市駅・谷村町駅から徒歩10分

【 問い合わせ先 】 (一社)山梨県建築士会

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1丁目14-19 山梨県建設業協同組合会館1階  
TEL 055-233-5414 / FAX 055-233-5415